

※※※※※※※※※※※※※※※※

定 款

※※※※※※※※※※※※※※※※

一般社団法人徳島県作業療法士会

一般社団法人徳島県作業療法士会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人徳島県作業療法士会 と称する。

(目 的)

第 2 条 当法人は、県民の健康・医療・福祉の充実及び向上に寄与するため、作業療法士会が
学術研鑽、技能の向上に努め、リハビリテーションの普及発展を図ることを目的とする。

(事務所)

第 3 条 当法人は、主たる事務所を徳島県徳島市 に置く。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 作業療法に関する県民への啓蒙、普及事業
- (2) 作業療法対象者及びそれに関わる保健・医療・福祉関係者を支援するための事業
- (3) 作業療法に関する刊行物の発行及び調査研究事業
- (4) 作業療法士の交流及び連携の向上に関する活動
- (5) 作業療法の学会・研修会・講習会等の開催
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第 5 条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第2章 会 員

(種 別)

第 6 条 当会社の会員は、次の2種とし正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関
する法律（以下単に「一般社団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員は、当法人の目的に賛同して入会し、理学療法士及び作業療法士法第3条によ
る作業療法士の免許（以下「免許」という）を有し、かつ徳島県内に勤務または存住
している者
- (2) 賛助会員は、この法人の事業を賛助するため入会した個人又は法人であって、理事会の
承認を得た者

(正会員及び賛助会員の入会)

第 7 条 正会員は、一般社団法人日本作業療法士協会に入会し、かつ入会申込書を会長に提出
し会費の納入をもって入会となる。

- 2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けな
ければならない。

(会 費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、定款施行細則に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 正会員は、次のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 当該会員が死亡または失踪宣告を受けたとき
- (3) 成年被後見人または被保佐人となったとき
- (4) 第 6 条第 1 号に規定する資格を失ったとき
- (5) 除名されたとき

(退 会)

第 10 条 正会員は、退会届を会長に届け出ることにより、退会することができる。

- 2 賛助会員は、退会届を会長に届け出ることにより、理事会の承認を得て退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- (1) この定款その他当法人の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を棄損し、またはその設立の趣旨に反する行為をしたとき
 - 2 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

第 3 章 役 員 等

(役員及び監事の設置等)

第 12 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 2 名以上 3 名以内
- (3) 常務理事 2 名以上 3 名以内
- (4) 理 事 1 2 名以上 2 0 名以内
- (5) 監 事 1 名以上 2 名以内
 - 2 前項第 1 号の会長をもって、一般社団法人法上の代表理事とする。
 - 3 副会長は専務理事を兼任する。
 - 4 会長、副会長(専務理事)、常務理事は、理事の定数に含むものとする。

(選 任)

第 13 条 理事及び監事は、社員の中から総会において選任する。ただし、必要があれば社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 会長、副会長(専務理事)、事務局長及び事務局次長、常務理事は、理事の中から互選する。

- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 理事または監事に変更が生じたときは、2週間以内に主たる事務所の所在地において変更の登記をしなければならない。

(職務)

- 第14条 会長は、当法人を代表し当法人の職務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、理事会で決議した順序により、会長に事故があるときまたは職務遂行ができない時は、その職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を構成し、定款及び社員総会の議決に基づき当法人の業務を執行する。
 - 4 事務局長は事務局を統括し、当法人の事務を処理する。
 - 5 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。
 - 6 監事は、当法人の業務及び会計に関し、次の各号に規定する業務を行う。
 - (1) 当法人の会計の状況を監査すること
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (3) 会計の状況または業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会の招集を請求すること

(任期)

- 第15条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において総社員の3分の2以上にあたる決議により解任することができる。ただしその場合には、事前に本人に対し弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき

(役員報酬)

- 第17条 役員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第18条 当法人の会議は、社員総会及び理事会、常務理事会とし、社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構 成)

第19条 社員総会は正会員をもって構成する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長、副会長（専務理事）、常務理事をもって構成する。

(権 限)

第20条 社員総会は、この定款に別に定める規定のほか、次の事項を議決する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 事業計画及び収支予算に関する事項

(3) 事業報告及び収支決算に関する事項

(4) 定款の変更

(5) 解散に関する事項

(6) 理事会において社員総会に付議する事項

(7) その他当法人の運営に関する重要な事項

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 社員総会に付議すべき事項

(2) 会員の入会の可否

(3) 代表理事の選任及び解任

(4) その他社員総会の議決した事項の執行に関する事項

3 常務理事会は、当法人の目的を達成するための事業を、円滑かつ速やかに行うために緊急に審議を要する事項については、理事会に代わって議決を行うことができる。この場合、当該常務理事会開催後、最初で開催する理事会において、当該議決を報告するものとする。

(開 催)

第21条 定時社員総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めるとき、又は正会員総数の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったときに開催する。

4 常任理事会は、会長が必要と認めるとき、又は理事会開催前に開催する。

(招 集)

第22条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項又は第3項に基づく請求があったときは、30日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長が、前条第2項又は第3項に基づく請求があったにもかかわらず、30日以内に

会議を招集しない場合は、監事が招集する。

- 4 社員総会又は理事会、常務理事会を招集するには、正会員又は理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 社員総会又は理事会、常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第24条 社員総会は、総社員の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開催することができない。
- 2 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席（委任状を含む）がなければ開催することができない。
 - 3 常務理事会は、2分の1以上の出席がなければ開催することができない。また、常任理事が欠席の場合、必要に応じて指名された者が代行出席することができる。ただし、代行出席者は決議に加わることはできない。

(決議の方法)

- 第25条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席社員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 理事会の決議は、出席理事の過半数の同意をもってする。

(書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のために会議に出席できない社員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、電磁的方法又は書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として電磁的方法又は書面によって表決を委任することができる。この場合において、第24条の定足数の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 社員の現在数
- (3) 総会に出席した社員の数（電磁的方法表決者及び書面表決者並びに表決委任者を含む）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（電磁的方法表決者及び書面表決者並びに表決委任者を含む）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 常務理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 常務理事の現在数
 - (3) 会議に出席した会長、副会長、常務理事、事務局長の氏名
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 4 社員総会議事録には、議長及び出席した社員又は理事の中からその会議において選出された3名以上の議事録署名人が、理事会議事録には、代表理事及び監事が署名、押印し、会長がこれを保存する。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会に定めるところによる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 当法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日までに会長が作成し、理事会の議決を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び収支決算)

第32条 当法人の事業報告及び収支決算は、監事の監査を経て毎事業年度終了後、総会の承認を得なければならない。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 本定款を変更しようとするときは、総会において総社員の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解 散)

第34条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第35条 当法人の解散に伴う残余財産は、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上で議決し、当法人と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

(法令の準拠)

第36条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他法令によるものとする。

以上、上記は一般社団法人徳島県作業療法士会の現在の定款に相違ありません。

平成 年 月 日

徳島市大原町大神子19番地

一般社団法人徳島県作業療法士会 代表理事 岩佐 英志